

○議長（井上光三君）

続いて通告6番 10番青柳光仁君の一般質問を行います。

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

10番、青柳です。私は、防災時の対応について伺いますが、先に質問をした望月眞議員、秋山稔議員と重なる場面もあるかもしれませんが、どうぞお答えをお願いしたいと思います。

先の台風19号による避難勧告で、7か所に開設された避難所へは、秋山稔議員の中にもありましたけれども、ピーク時103世帯、196人の避難者があったと伺っています。

そこで質問ですが、開設された各避難所への職員派遣と対応状況について伺いたしたいと思います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの開設した各避難所への職員の対応状況についてというご質問にお答えします。町は、年度当初に全職員を災害対策グループ、各排水機場配備職員、自主防災職員に割り当て、災害が発生した場合や発生の恐れがある場合の配備体制を整えております。このうち災害対策グループは4つのグループに分け、1グループ約25名で交代により対応にあたることとしております。

避難所の対応は、グループ内の避難所設置運営担当を中心に、避難所に必要な人員を配置し、延べ30名が従事したところであります。

また、中山間地域の避難所には、自主防災職員を配置し対応したところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

確認の質問ですけれども、各避難所への職員はグループ分けされ、配備されているということですが、その他に、受付とか配食とか寝具配布、本部への報告など、マニュアル化はできているということでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのマニュアル化されているかというご質問にお答えします。

町では、避難所の開設運営マニュアルというものを整備しまして、それにより対応することとしております。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

次の（2）番ですけれども、実は町民会館へ避難した方から、お茶も水も出なかったというお話がありまして、前の議員の質問の中にもありましたけれども、自助の分は持参できてほしいというお答えがありましたけれども、当日、水とか食料品とか、どの避難所も配布はなかったんでしょうか。

（2）番の質問に移ります。どんな備蓄品が避難所で配布されたのか、その状況を伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの備蓄品の配布状況についてというご質問にお答えします。

避難所を利用する際は、緊急的に避難する場合を除き、食料や毛布といった避難者自身が必要とする物品は、避難者で用意することとなっております。台風19号接近時に開設した避難所では、物品を持参する方が少なかったことから、町が備蓄しているアルファ米の提供や毛布の貸与を行ったところであります。

今後におきましては、避難する際に非常持ち出し袋を持参するよう、広報誌を通じて周知して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

ぜひ、周知が足りないために、そういう答えが出てくると、それからもう一つは、テレビ等で私どもが目にするパンを配ったり、コンビニ弁当を配ったり、そういうのは発災から2～3日経って、テレビが入れるようになって映すわけですから、当日はおそらく当局が考えているような状況で、避難者が少し持ち込むということだと思いますので、ぜひ広報を充実させるようによろしく願います。

再質問です。5年前の大雪の時には10センチぐらい積もったところで、町長が対策本部を立ち上げて、やはり、早い対応をしていただきました。今回も十谷平林地区が交通止めとなりました。町の備蓄品は役場倉庫、町民会館と道の駅の3か所です。毛布や食料が不足した場合の山間地への、特に食料の配布手段について伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの山間地への備蓄品の配布ということですが、一応、町といたしましても、各地区に備蓄をお願いする中で、中山間地域におきましても各地域の公民館等で、備蓄のほうでご用意していただけるよう、お願いして参りたいと考えておりますので、町として配布する予定はございません。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

再質問ですけれども、今回、平林地区ですか、一部炊き出しを行って、その備蓄食料が足りなくなったというお話も伺っておりますけれども、その対応はどうしたのでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの平林地区への備蓄について、今回、平林地区におきまして公民館に避難所開設していただきました。また、避難者等につきまして平林地区につきましては、炊き出しを行っていただきましたが、避難者数等が多くて、平林で保有していた食料がなくなったという中で、急遽町が備蓄しておりますアルファ米を、町の消防本部車を救急車両といたしまして、平林地区に届けたところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

交通止めになったのは県道でありますけれども、幸いにも通れる状況で、交通止めになっておりましたから、届けることもできたんですけれども、そこでもう一度再質問です。

緊急車両も通れない土砂崩れなんかの場合に、どう対応することになっているか伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

緊急時における中山間の備蓄米という質問であります。今回は、平林地区は区でも備蓄をしておりましたが、足りなくなって区長さんの自家所有米をすべて使ってしまったということから、もうないという連絡がきましたので、消防本部車を使って、消防本部車は赤色灯を付けていますから、赤色灯を付けると緊急車両ということで、遮断されているところも通れるわけではありますが、県道に崩落があって、もう通れないという時、平林のほうも今回の事例をもとに区長さんの

家だけでなく、平林区全体はもっともお米もあると思うのですが、掛かった費用は役場で全てみますので、区のみなで対応していただけるようお願いをしたところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

再度質問しますけれども、私がお伺いしたかったのは、土砂崩れで完全な交通止めになった時に、下からの支援はどうやるのかという意味合いなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

数年前から、各区において、実際に災害が起きた場合を想定した災害対応マニュアルを作ってもらっています。これは避難経路も含めた、そして避難場所も含めた、そしてまたどんなものが不足するかということも含めた災害対応マニュアルでありますけれども、地区によってやはり物品が全部違います。例えば今言った平林地区あるいは穂積地区では、米をもみのままたくさん持っています。発電機も持っています。精米機もありますので、そういう中で一定期間は過ごせるのではないかなと思っています。また、トイレの問題にしても中山間であれば、雨さえ降っていなければ、何とかしのげるのではないかなと思います。また、町場の地区では、トイレも困るだろうし食べ物も困る。そういうことはそれぞれの区でまた検討していただいています。

先ほど議員さんが申されたとおり、数日経てば公助の手が届きます。それまでは、それぞれの個人、あるいは地域で何とか協力をしていただきたい。どんな災害がくるか分かりませんので、そういった時にも対応できるように、個人はもとより、各地域、近所、区で、その辺は対応していただければと思っています。天候さえよければ各地域にはヘリポートも用意してありますので、いざという時には自衛隊にも要請をしながら、そういう対応はできると思いますが、今困っているからすぐに、という対応は災害ですからできませんので、できるだけ地域の皆さんが、お互い助け合う行動をとっていただければと思っています。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

次の（3）の質問に移りますけれども、町の購入する備蓄品、今お話にもありました、まず自助、近助、共助。このためにも町の購入する備蓄品を各区の保管場所や避難場所へ分散保管する考えはないか。前にも質問していますが、

今現在、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの町で購入する備蓄品を分散保管する考えはないかというご質問にお答えします。現在、町の食料や水といった備蓄品は、役場本庁舎、町民会館の防災倉庫や河川防災ステーションの水防倉庫で管理しております。災害時は、まず自身、それから地域、最終的に町といった流れで、それぞれの備蓄品を使用することとしております。

こうしたことから、各地域で使用する備蓄品については、各地域で整備していただくようお願いして参りたいと考えておりますので、町が購入する備蓄品の各地域への分散保管は考えておりません。

また、町は引き続き個人に対して、1人最低3日分の食料等の備蓄を周知して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

状況から自助が一番大切であるということはよくわかりますので、ぜひ周知のほうをしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは、次の大きい2番目、学校の防災防犯対策について伺っていきます。まず（1）として、学校の防犯対策マニュアルは作成しているのか伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただ今の防犯対策マニュアルは作成されているかのご質問についてのお答えをいたします。

防犯対策マニュアルにつきましては、学校保健安全法において、児童生徒に危険や危害が生じた場合において、職員がとるべき措置の具体的な内容や手順を定めた対処要領を作成するものと定められております。町内の各小中学校では、法律に基づき、校内に不審者が侵入した場合など、重大な事故や問題が発生した場合の各種マニュアルを作成し、全教職員で共有しているところであります。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

答えに続いて（2）のほうですけれども、防犯対策について保護者や地域との

連携について、どのような対応になっているか伺います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただ今の質問につきましてお答えいたします。防犯対策に対する保護者や地域との連携につきましては、マニュアルの作成と同様に、学校保健安全法において、「児童生徒の安全の確保のため、保護者との連携を図るとともに、警察署や地域の住民等との連携を図るよう努めるものとする」と定められております。

町内の各小中学校においては、不審者やクマなどの出没情報を保護者への一斉メールや防災無線により周知しているほか、警察官による防犯教室や地域住民による登下校時の見守り、ふれあい110番の家などにより連携を図っているところであります。

今後も、保護者や地域等の協力をいただきながら、児童生徒の安全確保に努めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

私も、毎日、小学生の下校時には放送が入りますし、そういう点では非常に安心しておるところであります。本来は防災防犯ということで、まとめてお伺いをしてよかったんですけども、一問一答形式ということで、次に学校の災害対策について伺います。

先の東日本大震災の津波で仙台市の大川小の児童70人以上、それから教師10人が犠牲になりました。10月12日の山日新聞でも「子どもの命最優先」と大きく取り上げられています。10月10日には、遺族が起こした損害賠償訴訟で、最高裁は学校側に対して、津波ハザードマップにとらわれることなく、危機管理マニュアルを改訂する義務があるという結論をしまして、市と県が敗訴しました。大川小は、その時に浸水予測地域に含まれていなかったのに、厳しい判決が出ています。当然、全国の学校の防災対策に影響が出るものと思います。

そこで（3）の質問です。防災対策とか災害時の避難マニュアル、これも作成されているのか伺いたしたいと思います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの災害避難マニュアルは作成されているかの質問に対してお答えいたします。

災害避難マニュアルにつきましては、先ほどの防犯対策マニュアルと同様に、

法律に基づき、町内の各小中学校において地震や火災等の災害発生時のマニュアルを作成しております。

このマニュアルにつきましても、学校の全教職員が共有し、毎年マニュアルに基づき避難訓練等を実施するとともに児童生徒への防災教育の推進に努めているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

続いて（4）の質問ですけれども、こちらも地域や保護者との連携はとれているのでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

災害避難マニュアルに対する保護者や地域との連携についてという内容ですが、災害避難マニュアルに対する保護者や地域との連携につきましては、災害発生時の保護者への一斉メールによる緊急連絡や児童生徒の引き渡しが行えるよう、町内の保育所、幼稚園、小中学校の合同による引き渡し訓練を実施しております。

また、大規模災害時には町で策定した避難所開設・運営マニュアルに基づき、校舎や体育館を避難所として開放し、地域における避難住民の受け入れを行うとともに、避難所運営のサポートを行うこととしております。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

大変、安心できるお答えであると思いますけれども、再質問ですけれども、そのマニュアルといいますか基準の中には、例えば洪水なんかの場合、ある一定の基準でもって休校となるよう基準も作られているのでしょうか。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただ今の質問につきましてお答えいたします。マニュアルにつきましては、それぞれ先ほど説明しましたとおり、いろんな災害を想定するという形になっておりますが、原則的には教職員、また町の方と協力しながら、特に町から、また気象情報など、さまざまな情報を得ながら、そういった対応をとっていくものと思われま。また、そういった訓練につきましても、学校内におきまして、教職員が年に数回、訓練等を行いながら、また児童生徒も含めて、時には連絡をせずに、

抜き打ちのような形の訓練も行いながら、日々防災教育の推進に努めている状況でございます。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

ぜひ、続けていってほしいと思います。

それでは、次の大きい3番目ですね。学校の長寿命化計画について伺っていきたいと思います。本年3月に質問したときには、専門業者に委託して31年度中に、調査して改修を検討するというお答えをいただきました。学校の長寿命化計画は完成しているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの小中学校の長寿命化計画は完成したかにつきましてお答えいたします。町では、将来にわたる財政負担の縮減と平準化を図り、学校施設を長期にわたり有効に利用するため、学校施設の長寿命化計画を策定することとし、本年6月に策定業務の委託契約を締結したところであります。

現在は、学校施設の老朽化状況調査等が終了し、長寿命化計画案の策定を進めており、今年度末までに学校施設の長寿命化計画を策定することとしております。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

先の災害でお話ししましたように、町の方の責任というのが大分重くなっています。マニュアルにとらわれずに、というような最高裁の判例も出ていましたので、ぜひ早め早めに長寿命化、安心できる施設にしていきたいと思います。

それでは次の新庁舎建設についての質問に移りたいと思います。

新庁舎へ統合後の福祉センターの活用策を伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただ今の保健福祉支援センターの活用策についてのご質問にお答えいたします。保健福祉支援センターにつきましては、平成27年に策定した公共施設再配置計画において、福祉保健課移転後も、保健センター機能は存続することとしております。保健師を含む福祉保健課職員は、新庁舎に移転することとなりますが、建物自体は総合健康診査や各種教室などの事業で使用のほか、現在、社会福祉協

議会への委託事業といたしまして、介護予防事業や認知症カフェ事業、各種相談事業などを行っており、保健・福祉関連の施設として今後も利用していくこととしております。

また、福祉保健課の移転により空くことになる事務室につきましては、隣接する「地域健康福祉センター」が、社会福祉協議会の事業多様化により、手狭な状態となっておりますので、現在、社会福祉協議会とともに、施設の活用について協議しているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

確認です。保健センター機能は残すけれども、人的にはすべて新庁舎へ移るということでよろしいですね。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。そのとおりであります。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

また、もう一つですけれども、再質問で、教育委員会が移転した後、教育文化会館の利活用計画はありますか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問の答えいたします。教育委員会のその後の利用につきましては、公共施設再配置計画において、個別に検討するという事になっておりますので、個別対応としているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

再質問です。個別対応ということで、計画はありますか。伺いたいです。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

お答えいたします。現段階では、計画がたっているものはございません。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

次の（2）の質問に移ります。

新庁舎建設で私ども議会が説明を受けた図面で、1階の町民開放会議室について、この利用可能日、あるいは可能時間はどんなふうに予定されていますか。伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

町民開放会議室の利用可能日時等についてのご質問にお答えいたします。

新庁舎建設基本設計で示す町民開放会議室につきましては、町民の会議やイベント、諸活動などの必要に応じた支援スペースとして、利用を想定しているところであります。

会議室の開放につきましては、今後、建物施設の安全管理や執務エリアの情報セキュリティなどの様々な条件を精査する中で、利用方法や利用時間等、完成時までには細かな運用要綱について検討して参りたいと考えているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

今のお答えですけれども、執務室の安全管理というお話がありました。以前、この本会議で私も議会棟にある会議室とか職員の食堂、これを町民に開放できないかという質問をした時に、特に夜間は宿直が1人のため、防犯面、それから執務室との安全面ですね。それで役場職員が事務局をしているその団体の場合を除いて、利用の開放はできないという答弁をいただきました。新庁舎では役場内の危機や、職員に対する防犯や事故対応、今も図面で、どこから入って、トイレをどう使って、図面を見ると入口が正面なんですよね。図面でいくと南北しかないんです。ですから町民に開放した場合、執務室とオープンなんです。入口はどこに考えていますか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

入口のご質問にお答えいたしますが、これまでいろんな機会でご説明申し上げました計画図においては、東西におけるメインの入口、そして町民開放会議室に向かうためには、北側のところに入口を設けまして、事務室とのセキュリティの

問題で隔離していきたいという考えでいます。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

その辺をしっかりとやってもらいたいと思います。当然、町民が開放室を使った場合はトイレも使うでしょうし、今の図面で見ると、トイレに行くために、どうするのかなど。執務室との境に。再度ご検討をお願いしたいと思います。

それから（3）番です。地下書庫についてですけれども、町が所有している建物の書庫としての活用を検討されているかということで伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただ今の書庫に関するご質問にお答えさせていただきます。

集中書庫の配置場所につきましては、現行の敷地内にある建物や敷地外の町の施設を活用する案、また、新たに敷地内に別棟として建設する案などについて、基本計画の段階から検討して参りました。

その結果、集中書庫につきましては、盗難や情報漏えいが発生するリスクを考え、高水準の安全対策が必要であり、夜間や休日においても職員が常駐している、新庁舎建物内への設置が望ましいとしたところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

今高水準の安全が必要というお答えがありましたので、再質問しますけれども、今現在はどこへ、どういう高水準の安全を確保して保管されているかお答えください。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただいまの、今現在どこに書庫があるかということでございますが、この高水準というのは、これから建てる庁舎については高水準の企画としていきたいということでもあります。

現在、所有しています書庫につきましては、県道平林青柳線上にございます、町で言っている30年書庫という書庫がございます。ここに1か所。それと鯉沢の備蓄倉庫と言われるところの2階にございます書庫。そして東別館の3階。そして本庁の1階2階にある書庫。これらが現在、現存している書庫でございます。

これらについては、今現在、水準の低いセキュリティの倉庫でございますので、

新庁舎の建築にあたっては、高水準の安全対策のできる書庫を目指していきたいという考えでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

私は当初から、議会内でも築10年くらいの福祉課と耐震化が一応をクリアしている議会棟と、これを残したらどうかという意見なんですけれども、議会内部で新庁舎の方に移ると、それから今、階段議会ですけれどもフラット議会にするということで、大勢の意見がありましたので、それに従うことといたしました。

そこで、ぜひ経費削減という意味から、耐震化が済んでいる議会棟、あるいは福祉センター、こちらを書庫としてリニューアルして使う考えはありませんか。伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

別館についての書庫の活用でございますけれども、先ほども答弁させていただいたとおり、書庫につきましては、情報漏えいの発生するリスクなどを考えまして、本庁舎の中に大事な書類を収めたいという考えでありますので、外への書庫の存置というのは、今のところ考えているものではありません。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

地下室というのは非常に湿気といいますか、水の被害を受けやすいと、そして、地上の建物より建築費が大分かかると伺っております。ぜひ経費節約の面と、それから私がこの質問を、議員に説明があった時に、水のことをほかの議員が質問した時に、水が入らない特殊な扉をつくるというお答えがありました。ますます費用がかかるので、確かに防犯面とか遠くに何箇所にもなれば、それは大変だと思いますけれども、耐震化されている福祉センターには空き部屋が幾つもありますので、ぜひ、そういうところをリニューアルして、防犯面はカメラなり、今は非常に進んでいますので、経費を節約するということで、運ぶのが大変ということと言わないと思いますけれども、立派な書庫も作れると思いますので、もう一度検討をお願いしたいと思います。

再質問ですけれども、教育会館は書庫には使えないか、伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。教育文化会館につきましては、書庫として、倉庫という形で使えるのかもしれませんが、書庫の考え方が、先ほどもご説明したとおり、盗難や情報漏えいのリスクの回避ということを鑑みまして、本庁の方へ持ってきてきたいという考えでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

情報漏えいと防犯ということを守られると、ちょっと答えようがありませんけれども、十分、防犯には対応できると思いますので、検討に入れていただければと思っております。町主催ではありませんけれども、地域住民が一体化するという大事なお祭りが幾つもあります。ゆずの里まつり、大柳川もみじ祭り、氷室の里ふれあいまつり、鰯沢夏まつりなど、いずれも大変賑わって、地域の関係者のご苦労があつてのことと思います。何を言いたいかというと、例えば5か所のお祭りに30万円ずつ助成したとして150万円。10年続けても1500万円。また50年を経過する増穂中や鰯沢小学校等、学校は耐震化されていますが、今後20年30年使えるように、今検討していただいています。学校の長寿命化で改修経費も控えています。町民のために税金の使い道は広範囲です。やりくりが大変なことも十分承知しています。町所有の建物も含めて、使えるものはできるだけ再利用して、どうか新庁舎建設を極力節減し、幅広く町民の声を聞く町政を期待して私の質問を終わります。

○議長（井上光三君）

以上で通告6番 10番青柳光仁君の一般質問を終わります。